

室戸市建設工事低入札価格調査事務処理要領の取扱い

室戸市財産管理課

第1 低入札価格調査の実施

失格調査の実施は、要領では開札日から3日以内とされているが、特別な事情のない限り直ちに行うものとして、開札日当日中には調査を終えること。

低入札調査は、財産管理課契約担当、財産管理課長及び室戸市建設工事指名業者等審査委員会委員長が指名する職員（当該建設工事等に関与しない職員）が共同で実施する。

ヒアリング（事情聴取）実施及び審査に際しての留意点は、別添を参照する。

なお、低入札調査対象者は、調査資料のほか誓約書（室戸市建設工事低入札価格調査事務処理要領（以下「要領」という。）別記様式第2号）、組織的意思決定を示す挙証資料、積算内訳書、資材納入業者、下請予定業者の見積書等調査資料に添付すべき資料を提出しなければならない。辞退書（要領別記様式第5号）の提出がない場合であって、理由なく期日までに低入札調査資料の提出のない者は、審査による失格となること。

第2 工事監督

工事監督は、施工体制台帳及び施工計画書を提出させ、必要に応じその内容について事情聴取を行う。

施工中に下請業者や資材納入業者等への圧迫、しわ寄せの実態が見受けられた場合、また、低入札調査資料及びヒアリング時の申立ての内容と異なる不適正な施工が行われた場合は、直ちに是正させるとともに、事業執行課は直ちに財産管理課へ報告しなければならない。（指名停止措置を検討する場合がある。）

第3 その他

この取扱いは、平成30年5月9日より適用する。